

## さくら市農業委員会総会議事録（平成30年1月定例総会）

1. 開催日時 平成30年1月25日（木）午後2時10分から午後4時00分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	8番	吉成 重男
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	16番	古澤 一郎
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（1人）

17番 小室 規雄

## 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第 1号 農地移動適正化あっせん申し出について  
議案第 2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について  
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について  
報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について  
追加議案第 1号 農地利用最適化推進委員の辞任同意について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木 秀幸  
係長 和氣 貴子  
主査 柴山 雅子  
主事 八板 理

## 7. 会議

事務局	鈴木	定刻になりました。出席委員18名、欠席委員は、17番小室規雄委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたします。まず、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	中山	こんにちは。新しい年を迎え、ただいま農家へ出向き農業経営状況と意向調査を行っているときですが、今後、農業委員、推進員の農地の利用最適化の業務が忙しくなっております。とにかく、農業委員・推進委員が一体になっていかなければなりませんので皆様よろしくお願いいたします。今月も定例総会案件がたくさんありますので慎重審議をお願いします。 ただいまからさくら市農業委員会1月定例総会を開催いたします。
事務局	鈴木	それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前9時30分より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	齋藤	<p>本日午前9時30分より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としましては議案第3号1件、議案第5号4件の合計5件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	小林	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第3号が5件、議案第5号が4件の合計9件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
13番	小池	<p>本日は午前9時30分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第3号が2件の合計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
14番	石田	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第5号が2件の合計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>18番の小林功委員、19番舟本幸美委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題</p>

		に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	議案第1号番号1番について、朗読して説明する。 この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第4調査会の委員長より指名願います。
14番	石田	8番吉成重男委員、12番大塚明美委員を指名いたします。
議長	中山	8番吉成重男委員、12番大塚明美委員を指名します。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第2号番号1番について、朗読して説明する。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	〇〇〇〇氏の許可処分の取消願いについて、前月事務局よりさ農委649号平成29年10月16日付けの通知文をご覧になっていると思いますが、農地法第5条第1項の規定による許可後の新たな計画に係る手続きの条件で、1. 農地の原状回復について、2. 当該地の仮登記の抹消について、1月12日に会長・職務代理・第3調査会・事務局で現地において慎重に確認しました。まず、農地の原状回復について、設置されていた構造物は、撤去されております。〇〇〇まるとの間と〇〇氏所有地と〇〇氏所有地との間に畦畔を作ることについては、畦畔を作っております。排水条件の改善についても、表面土がやわらかくなっており、雨水浸透が改善されております。仮登記の抹消は、〇〇の地番4筆に設定されている〇〇〇〇〇の所有権移転請求権仮登記は抹消されております。以上の状況で、農地法5条の規定による許可処分の取消願いは、問題ないと判断しております。

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の広がり約0.3haであり、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものですので、代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
11番	見目	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は、〇〇〇株式会社が売買により、建売分譲住宅敷地として転用する案件であります。〇〇〇株式会社は、〇〇〇市に本社を置き、不動産建築を主な事業とする法人であります。転用行為の必要性ですが、周辺が住宅地に囲まれた地域で、今後宅地化の進む住宅販売に適した地であり周辺の活性化にもつながるとの思いから計画に至りました。土地の選定理由は、当該地は、宅地化が進んでいる地域で、近隣敷地には〇〇〇小学校まで0.9m、〇〇中学校まで1.2Kmであり、国道4号線へのアクセスも容易であることから、住宅需要の高い地域です。将来性のある地域で、土地所有者から協力が得られたため、この土地を選定いたしました。土地利用計画は、建売住宅3棟、各区画に駐車場2台分を確保します。外周はコンクリートブロックにて区画界と</p>

		<p>し、土砂等の流出がないようにします。給水、し尿及び雑排水は公共上下水道へ接続します。雨水は敷地内浸透させます。資金計画は、総事業費6,600万円で、自己資金で賄います。金融機関の残高証明書も添付されております。周辺農地への被害防除対策は、東側道路、北側宅地・畑、西側・南側道路で周辺農地への影響はないと思われま。本日の調査会におきまして申請の内容を確認し現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第3号番号1番について承認される方、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号2番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
10番	小菅	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>本申請は、〇〇〇株式会社が売買により、従業員宿舎を確保するものです。選定理由は、区画整理事業により整備された住宅街であり、駅も近く、各事業所の通勤時間の短縮のため選定しました。土地利用計画は、周囲はネットフェンスにし、アパート2階建2棟の16世帯を計画し、駐車場16台確保します。給水・排水は、公共上下水道に接続します。雨水は、浸透性舗装なので</p>

		<p>雨水等流出はありません。資金計画につきましては、総事業費 21,940 万円全額自己資金で賄います。本日現地調査を行いました但問題ないと判断しております。以上のような状況ですので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第 3 号番号 2 番について承認される方、挙手を願ひます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 3 号番号 2 番は原案どおり承認されました。 続きまして議案第 3 号番号 3 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第 3 号番号 3 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内ですので第 3 種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願ひます。</p>
18 番	小林	<p>案内図 3-3 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 転用行為の必要性は、結婚した事で自分の家を持ちたいと考え、父の所有する土地を借りて家を建てる事が出来、今回の申請に至りました。土地選定理由は、区画整理地内の土地で、国道 4 号線も近く交通の便も良く適地であると判断し選定しました。土地利用計画は、住宅 1 棟、車 3 台分の駐車場を確保します。給水・排水は、市上下水道に接続します。資金計画は、総事業費 4,000 万円を全額借入金で賄います。金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、申請地は区画整理地内であり、東側道路・西側宅地、南側雑種地、北側駐車場で、土砂流出はないと思われませんが、転用に際しては十分注意します。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願</p>

		<p>いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号4番・5番・6番は区画整理地内で所有権移転のための案件なので一括審議とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号4番・5番・6番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、区画整理地内にありますので、議案第3号番号4番・5番・6番は第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
18番	小林	<p>上阿久津台地土地区画整理事業内の説明になります。</p> <p>申請人3件とも、〇〇〇市、〇〇〇市に住んでおり、子どもの成長に伴い手狭なため、申請地を取得して自己住宅を建築するものであります。土地利用計画は、3件とも一般住宅2階建て、駐車スペース2台確保するものです。給水・排水は公共上下水道に接続します。雨水は宅地内浸透処理する計画です。資金計画は、3件とも自己資金、借入金で賄います。金融機関融資証明書並びに残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、周辺に農地はありません。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>

議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号4番・5番・6番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番・5番・6番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第3号番号7番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農用地ですが、不許可の例外「農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのものであって、当該利用の当該農地を供することが目的を達成するうえで必要であると認められる場合」に該当し、計画の内容から、原状回復が可能な転用と認められ、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
5番	七久保	<p>議案第2号で審議され、取消願の承認になったところを7月31日まで一時転用する案件です。申請地の隣で、豚舎を建設中であり、現在の敷地内に空いているスペースがなく建築資材の一時保管場所及び作業員・大型車等の駐車場がない状況となっています。そのため、建築完了まで資材置場・駐車場として利用するものです。土地の選定理由は、豚舎建設中に隣接している土地の方が効率良く土地利用できるため、申請地が最適地との判断に至りました。土地利用計画は、土地を整地し鉄骨柱、屋根材、壁材、床材、建具等の一時保管場所及び作業員・大型車等の駐車場、プレハブ小屋として利用します。資金計画につきましては、総事業費20万円で、自己資金にて賄います。周辺農地への被害防除対策は、東側道路、西側豚舎建設中、北側道路、南側農地となっていますので、日照及び通風に影響が生じないように利用します。土砂の流出、雨水対策は現状のまま利用し、雨水は地下浸透させ、土砂の農地への流出防止に努めます。申請地は、土地改良区の区</p>

		域外であります。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第3号番号7番について承認される方、挙手を願ひます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号7番は、原案どおり承認されました。 議案第3号番号8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号8番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の広がりがおおむね10ha以上規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明を願ひます。
5番	七久保	案内図3-8をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この申請箇所は、農地パトロールの際A分類と判断され再生可能な農地としたところであります。転用目的は、土砂埋め立による農地の嵩上げの一時転用であります。転用行為の必要性、申請地は現在休耕田であり、周辺農地耕作者から雑草の苦情が寄せられ、今般土砂等の埋め立てにより、使い勝手を良くし農地として使用するためであります。土地の選定理由は、申請地周辺の土地を模索したが、希望する面積と深さの確保による搬入量の確保する土地がありませんでしたが、所有者の希望と一致しました。土地利用計画は、表土を30cmめぐり申請地内に一時堆積し、埋め立て完了後は表土を戻し、現在の土地を土砂等で3m嵩上げします。資金計画総事業費用300万円で、全て自己資金で賄います。金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への

		被害防除対策は、北側宅地、南側・東側・西側雑種地であり、周辺に農地は無く作物・家畜等の被害発生はありません。また、土砂等の外部への流失はなく、強風時及び雨天時の作業は中止し日照・通風に全く問題の発生はありません。他法令で、埋蔵文化財確認は、生涯学習課に確認済であります。県土砂条例等による、栃木県特定事業申請を行います。本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。 議案第3号番号8番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号8番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号9番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号9番を朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	中山	担当委員の説明願います。
13番	小池	案内図3-9をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 転用の必要性は、2011年3月11日地震から原発に対し、国を挙げての政策【ソーラー事業】に関心を持ち、規模が小さくても電力不足に協力したいとの思いで、農地へソーラーパネルを設置する計画をしました。土地選定理由は、申請地は、住宅地から外れた農地であり景観上の影響は少ないです。また、近接する農業集落・農地・環境への及ぼす影響も少ないです。日当たりが

		<p>良く電柱も近いため、ソーラー事業として発電効率が見込め優良な場所と判断し、用途選択するに至りました。土地利用計画は、申請地に太陽光パネル288枚を設置し、最大出力78.048Kwの発電量、年間発電量89,672.4Kw/hを確保しようとするものであります。雨水は、敷地内自然浸透し、その他の排水はありません。資金計画は、総事業費1,850万円を全額金融機関から借入れで賄うこととし、金融機関の融資証明書が添付されております。周辺農地への被害防除対策は、雨水処理は、開発区域内は舗装しないため、敷地内浸透となります。防草対策は、年2回草刈、除草剤散布します。本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで、地元農地利用最適化推進委員ともに現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号9番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手です。議案第3号番号9番は原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	八板	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。</p> <p>平成29年度第10号公告予定年月日は平成30年1月31日です。</p> <p>計画の内容としては、利用権設定については、再設定17件、面積126,896㎡、新規19件、面積161,248㎡、うち農地地中間管理機構への権利設定は4件、面積52,678㎡、合計288,144㎡です。さくら市全体の賃借の平均額は、15,200円、物納の平均値75kg。氏家地区の賃借の平均額は、</p>

		<p>15,200円、物納の平均値は75kg。喜連川地区の賃借の平均額は、15,400円、物納の平均値は75kg。いずれも1反当たりの数字となっております。</p> <p>続きまして所有権の移転となります。栃木県農業振興公社への売渡しが1件となっております。</p> <p>(所有権移転分を朗読して説明する。)</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なし声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」承認される方、挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号は原案どおり承認されました。暫時休憩します。(14時55分から15時10分)</p>
議長	中山	<p>再開します。議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>資料は別冊となります。農用地区域の変更明細に記載がございます。除外が7件、用途区分の変更が3件であります。</p> <p>議案第5号番号1番について朗読して説明する。</p> <p>氏家土地改良区と関連がございます。別途、関連する土地改良区へ農政課が意見照会を行っております。なお、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存敷地の拡張(既存の施設の面積の2分の1をこえないものに限る)」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込めるものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の意見を求めます。</p>
19番	舟本	<p>事務局の説明どおりです。午前中調査会で現地調査を確認しま</p>

		<p>したが問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5条番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5条番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第5号番号2番について朗読して説明する。</p> <p>氏家土地改良区及び鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。なお、農用地区域除外後の農地区分は、〇〇字〇〇〇番の一部については、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する」区域ですので、第3種農地と判断し、〇〇〇〇番〇及び〇〇〇〇番〇については、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に、近接する区域内にある農地の区域で、その広がり10ha未満の農地でありますので、第2種農地と判断し、土地の選定経過理由書により代替性の確認も取れておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の意見を求めます。</p>
19番	舟本	<p>事務局の説明どおりです。本日調査会で現地調査を確認しましたが、問題はございません、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号2番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第5号番号3番について朗読して説明する。 なお、関連する土地改良区はありません。農用地区域外後の農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上ありますので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の意見を求めます。</p>
18番	小林	<p>事務局の説明どおりです。午前中調査会で現地を確認し、問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なし以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号3番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第5号番号4番について朗読して説明する。</p> <p>なお、氏家土地改良区、鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の意見を求めます。</p>
3番	関	<p>本日現地調査を行い、周辺農地への影響は申請のとおり問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【異議なしの声合】</b></p>
議長	中山	<p>異議なし以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号4番について承認される方、挙手を願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第5号番号5番について朗読して説明する。</p> <p>なお、氏家土地改良区と関連がございます。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。農用地区域</p>

		除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付できると判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の意見を求めます。
2番	齋藤	事務局の説明とおりです。本日現地を確認し問題ないと判断しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号5番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号5番は原案とおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	議案第5号番号6番について朗読して説明する。 なお、関連する土地改良区はありません。農用地区域除外後は、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われまますので、非農地証明書を交付できると判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の意見を求めます。
8番	吉成	事務局の説明とおりです。本日現地を確認し問題ないと判断します。よろしくご審議に願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号6番について承認される方、挙手を願います。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号6番は承認されました。 続きまして議案第5号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第5号番号7番について朗読して説明する。 なお、関連する土地改良区はありません。地目が「山林」であるため、農用地区域除外後においても農地法の適用はないものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の意見を求めます。</p>
8番	吉成	<p>事務局の説明どおりです。本日現地を確認し問題ないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号7番について承認される方、挙手を願います。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号7番は原案どおり承認されました。 続きまして、用途区分の変更となります。議案第5号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>議案第5号番号8番について朗読して説明する。 なお、氏家土地改良区と関連がございます。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。用途区分変</p>

		更後においても農地区分は農用地ではありますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第4条第6項ただし書）」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の意見を求めます。
6番	石原	事務局の説明とおりです。現地調査を行い問題ないと判断しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号8番について承認される方、挙手を願います。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号8番は原案とおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号9番について事務局の説明を求めます。
事務局	和氣	議案第5号番号9番について朗読して説明する。 なお、関係する土地改良区はありません。用途区分変更後においても農地区分は農用地ではありますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第5条第2項ただし書）」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。以上です。
議長	中山	担当委員の意見を求めます。
3番	関	本日現地調査を行い、周辺農地への影響は申請のとおり問題はないと判断します。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号9番について承認される方、挙手を願います。 <b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号9番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第5号番号10番について事務局の説明求めます。
事務局	和氣	議案第5号番号10番について朗読して説明する。 なお、氏家土地改良区と関連がございます。関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。用途区分変更後においても農地区分は農用地ではありますが、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当しますので、非農地証明を交付することは問題ないと考えます。以上です。
議長	中山	担当委員の意見を求めます。
16番	古澤	ただいま事務局の説明どおりです。午前中現地調査を行い問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  <b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号10番について承認される方、挙手を願います。  <b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号10番は原案どおり承認されました。

		<p>続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から7番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から6番はお目通しを願います。</p> <p>次に、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員の辞任同意について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>番号1番、推進委員名、〇〇〇の〇〇〇〇氏、担当地区、谷中・根本・八方口・鍛冶ヶ澤、辞任理由、一身上の理由。平成30年1月15日付けで、会長宛て、推進委員の辞任の願い出がありました。「推進委員の辞任」につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とあります。今回、本法律の規定により、農業委員会の同意を求めするため、追加議案として提出するものでございます。以上です。</p>
議長	中山	<p>お諮りいたします。追加議案第1号番号1番、〇〇〇〇農地利用最適化推進委員の辞任願について承認される方、挙手を願います。</p>
議長	中山	<p style="text-align: center;"><b>【全員挙手】</b></p> <p>全員挙手ですので、追加議案第1号番号1番の〇〇〇〇農地利用最適化推進委員の辞任願については、同意することに承認されました。</p> <p>本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時00分閉会)</p>